

議案第 1 1 号

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱の一部  
改正について

令和 6 年 1 月 2 6 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

原油価格高騰の影響により経営に大きな影響が生じている民間の保育所及び幼  
保連携型認定こども園に対し、電気料金の高騰分を一部補助する期間を拡大する  
ため

大野市教育委員会告示第 号

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱（令和5年教委告示第41号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費 <u>(以下「補助対象経費」という。)</u> は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、<u>補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。</u></p> <p><u>(1) 民間保育所等の令和5年4月から9月までの電気料金の合計額と令和3年度の同期間の電気料金の合計額との差額</u></p> <p><u>(2) 民間保育所等の令和5年10月から令和6年2月までの電気料金の合計額と令和3年度の同期間の電気料金の合計額との差額</u></p> <p><u>(3) 民間保育所等の令和6年3月の電気料金と令和3年度の同月の電気料</u></p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費 <u>(以下「補助対象経費」という。)</u> は、民間保育所等の令和5年度4月から9月までの電気料金の合計額と令和3年度の同期間の電気料金の合計額との差額とする。ただし、<u>補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。</u></p>

金との差額

(補助上限額)

第5条 補助上限額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 高圧の契約電力を締結している民間保育所等

ア 4月から9月に係る補助上限額  
1,600円に令和5年4月1日  
時点の利用定員数を乗じた額

イ 10月から2月に係る補助上限  
額

1,600円に令和5年4月1日  
時点の利用定員数を乗じ、さらに  
6分の5を乗じた額

ウ 3月に係る補助上限額

1,600円に令和5年4月1日  
時点の利用定員数を乗じ、さらに  
6分の1を乗じた額

(2) 低圧の契約電力を締結している民間保育所等

ア 4月から9月に係る補助上限額  
1,000円に令和5年4月1日  
時点の利用定員数を乗じた額

イ 10月から2月に係る補助上限  
額1,000円に令和5年4月1  
日時点の利用定員数を乗じ、さら  
に6分の5を乗じた額

ウ 3月に係る補助上限額

1,000円に令和5年4月1日

(補助上限額)

第5条 補助上限額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 高圧の契約電力を締結している民間保育所等

1,600円に令和5  
年4月1日時点の利用定員数を乗じ  
た額

(2) 低圧の契約電力を締結している民間保育所等

1,000円に令和5  
年4月1日時点の利用定員数を乗じ  
た額

<p style="text-align: center;"><u>時点の利用定員数を乗じ、さらに 6分の1を乗じた額</u></p> <p style="text-align: center;">(補助金の交付申請等)</p> <p>第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第3条各号に掲げる期間の電気料金を証する書類又はその写し</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(この要綱の失効)</u></p> <p>2 <u>この要綱は、令和6年4月30日限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(補助金の交付申請等)</p> <p>第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令和5年4月から令和5年9月までの電気料金及び令和3年の同期間の電気料金を証する書類又はその写し</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 (略)</p>
---	---

様式第1号及び様式第2号を別紙のとおり改める。

附 則

この要綱は、令和6年1月27日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所  
事業者名  
施設名  
代表者氏名

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金申請書兼請求書

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請期間（請求期間）

2 申請額（請求額） 円

3 添付資料

(1) 補助金額計算書（様式第2号）

(2) 民間保育所等が締結する電力契約の区分を証する書類又はその写し

(3) 申請期間に係る令和5年度及び令和3年度の電気料金を証する書類又はその写し

4 振込先

金融機関		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	カタカナ		

補助金額計算書

施設名 \_\_\_\_\_

(1) 令和3年度電気料金実績

契約電力種別(※1)	月	月	月	月	月	月	計
							円
							円
							円
合計							円

(2) 令和5年度電気料金実績

契約電力種別(※1)	月	月	月	月	月	月	計
							円
							円
							円
合計							円

(3) 令和3年度と5年度の差額(②-①)

	円	…③
--	---	----

(4) 他の補助金等の交付額

	円	…④
--	---	----

(5) 補助対象経費(③-④)

	円	…⑤
--	---	----

(6) 補助金額の算出

対象経費の1/2 (⑤×1/2) 千円未満の端数切捨て ⑥	利用定員数 (令和5年4月1日時 点) ⑦	契約電力種別 (高圧または低圧)	園児1人あたりの 補助単価(※2) ⑧	補助上限額 (⑦×⑧) 千円未満の端数切捨て ⑨	補助金額 (⑥か⑨のいずれか低い額)
円			円	円	円

※1 高圧、低圧、従量電灯 など

※2 契約電力種別が高圧の場合…1,600円、契約電力種別が低圧の場合…1,000円